

長崎県精神保健福祉士協会
会 員 各 位

長崎県精神保健福祉士協会事務局

公益社団法人日本精神保健福祉士協会入会に関する助成制度について

- 主 旨 ; 県協会では設立当初より、正会員拡大のために日本精神保健福祉士協会への入会を働きかけ努力してきたが、経済的理由等により、日本精神保健福祉士協会への入会者が増えない傾向にある。しかし、長崎県や各市町をはじめ、県協会への委託事業も増え、協会の組織拡大および職能団体としての質の向上が急務となっている。
- 県協会としては、正会員の拡大、会員の技能の向上を図るために、平成 23 年度以降の入会会員は原則日本精神保健福祉士協会への入会を前提とする。また、すでに県協会へ入会している準会員の日本精神保健福祉士協会への入会を勧める目的も兼ね、組織拡大を図るべく、(社) 日本精神保健福祉士協会入会に関する助成事業を行なう。
- 目 的 ; 正会員の拡大により組織の拡大を行なうと共に会員の技能向上を目指す。
- 内 容 ; 入会時の入会金および年会費 2 万円のうち 1 万円を助成する。
- 対象者 ; 新規県協会入会会員及び県協会の准会員 ((社) 日本精神保健福祉士協会に未加入の者) で、平成 20 年 4 月 1 日以降に入会手続きを行い、日本精神保健福祉士協会会員と認められた者。年会費の未納がない者。
- 手続き ; (社) 日本精神保健福祉士協会入会手続き後に「助成金申請書」に「会費支払いの証明書類のコピー」を添付し、県協会事務局に提出。

※ 理事会での承認後に助成金を対象者の口座に振り込みます。